

議案第 28 号

市道路線の廃止について

道路法第 10 条第 1 項の規定により、次の路線を廃止するため、
同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 22 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

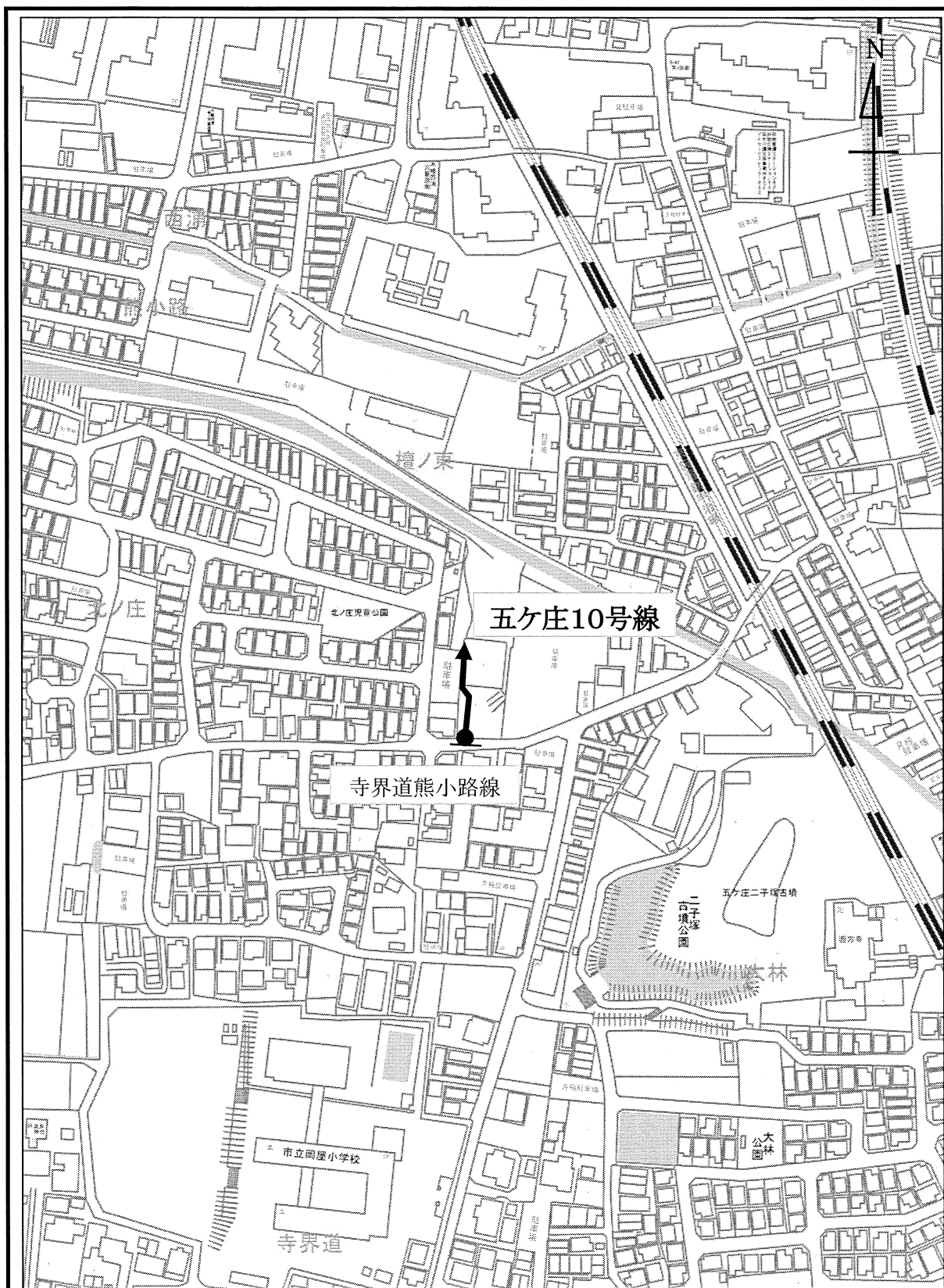
記

路線名	区間	摘要
五ヶ庄10号線	五ヶ庄北ノ庄3番地の3 五ヶ庄北ノ庄8番地の1	全部廃止

(提案理由)

当該路線は、一般通行の用に供していないため、廃止しようとするものであります。

位置図(全部廃止)



市道	五ヶ庄10号線	延長	50.0 m	備考 全部廃止
起点	五ヶ庄北ノ庄3番地の3	最小幅員	1.0 m	
終点	五ヶ庄北ノ庄8番地の1	最大幅員	1.0 m	

縮尺:1:2500